

上毛町議会議員一般選挙



任期満了に伴う上毛町議会議員一般選挙が行われます。私たちの願いを町政に反映させる最も身近な選挙です。必ず投票に行きましょう。

◎選挙期日(投票日)及び告示日

選挙期日 平成31年2月3日(日)
告示日 平成31年1月29日(火)
投票時間 7:00~20:00

◎投票できる人

- 次の1及び2の要件を満たし、本町の住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上登録されている人
1. 住所要件 平成30年10月28日までに本町に転入届を提出した人
 2. 年齢要件 平成13年2月4日までに生まれた人

◎投票場所

- 第1投票所 南吉富小学校 講堂
- 第2投票所 西吉富コミュニティセンター
- 第3投票所 たいへいの里(大平支所)
- 第4投票所 唐原コミュニティセンター

◎投票所入場券

選挙期日の告示日(1月29日)以降、早急に郵送によりお届けします。なお、投票所入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも、投票することができますので、期日前投票所または投票所の受付にてその旨お申し出ください。

◎期日前投票(投票日前に選挙人名簿登録地で行う投票)

投票日に仕事、レジャー、買い物などで投票所に行けない場合は期日前投票を行うことができます。

- ・期日 1月30日(水)~2月2日(土)
- ・時間 8:30~20:00
- ・場所 上毛町役場2階 第1会議室
- ・その他 投票の際は、入場券を持参してください。

※不在者投票を行うことができる指定を受けている病院、施設などに入院、入所している方は、その病院・施設などに申し出てください。

●問い合わせ先 上毛町選挙管理委員会(上毛町役場総務課内) TEL 72-3111(内線113)

20歳から国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金法により、日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、住民課もしくは年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です)なお、学生の方や、失業した方、所得が少なく保険料の納付が困難な方については、保険料の納付を一時的に猶予したり、納付を免除する制度がありますので、加入手続きと併せて申請してください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8869

立候補の要件など

- 立候補できる人
 1. 日本国民であること
 2. 年齢満25歳以上であること(年齢は、選挙の期日において算定)
 3. 当該選挙の選挙権を有すること
 - 立候補者受付日時及び場所

日時 平成31年1月29日(火) 8:30~17:00まで

場所 上毛町役場2階 大会議室
 - 立候補予定者説明会

日時 平成31年1月9日(水) 10:00

場所 上毛町役場2階 大会議室
- ※立候補届出関係書類をお渡ししますので、印鑑をご持参ください。

新年のご挨拶



町長 坪根 秀介

明けましておめでとございます。

町民の皆さま方には、希望に満ちた輝かしい新春を健やかに迎えたいとお慶び申し上げます。また、日頃から町政の運営に温かいご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

年頭にあたり、本町の一層の躍進を期して、新春の気がみなぎるのを覚えますとともに、初心を忘れることなく、上毛町の発展に心血を注いでまいる決意を新たにしております。

さて、早いもので私自身、町政の舵取りを担って5年が経過いたしました。この5年間は、常に謙虚な姿勢で志を高く、心を広く、正々堂々と改革を進めていくということをもっとに、職員一同一丸となり鋭意努力して参ったところでもあります。

その甲斐あって、財源につきましては、基金の運用、緊縮財政の徹底、そしてふるさと納税の推進(H29、30年累計 約50億)などと全国でもトップレベルに黒字を残すことができたと思っておりますし、東九州道の開通により国道10号線の交通量が激減する中で、一時的ではありますが、道の駅も大平楽も大幅な黒字に躍進しています。

しかしながら、永続的にこの状況をキープするには限界があり、その財源を含めた人間、資源といった3つのGENを効果的に活用しなければなりません。これを「生きた金」として未来へ繋ぐ仕組みを確立していくことが財政力の

乏しい過疎の小さな町が吸収されることなく生き残る唯一の道だろうと思えます。

人生百年時代を迎えた今、私たちが子どもたちに教えるべき事は未来において、心身ともに健全でかつ経済力も豊かであることですし、そのためにはフレイル予防(健康寿命の延伸)には特に力を入れて、また、決して無駄使いをさせるのではなく、稼ぐ術を教えることが大切になるだろうと考えています。3つのGEN(人間、資源、財源)をブラッシュアップして、それらが上毛ブランドとなっていく過程を働く世代が道標となって示すことが教育には欠かせないと感じています。

行政といたしましても、現在、本町の心臓部であります役場周辺(南吉富地区)からげんきの杜附近(西吉富地区)にかけての定住・福祉エリア、大動脈となった東九州道上毛PA・SIC周辺(唐原地区・友枝地区)を交流・物流エリアとし、この二つのエリアを特に集中的に磨きをかけていくモデル地区としていますが、中途半端なものであれば無駄な整備になりますし、そうならない為に民間などとうまく連携しながら、美しい景観やまち並み、そして町民の利便性に配慮したイメージ戦略をもってブランディングしているところです。

限られた財源を国や県に頼り奪い合うだけの時代は終焉を迎えたと思っております。今後につきましては、私共行政も民間同様に目標値を高く、しっかりと設定し、誇りと責任をもってその目標をクリアして次世代に背中を示して参る所存です。

九州一輝くまち、人口ビジョン1万人。その目標達成へのスピードを上げるためにも、町民の皆様の更なるご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

結びにあたり、この一年が町民の皆様にとりまして夢と希望もてる素晴らしい一年となりますことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶いたします。

お墓建立の留意事項について

墓地以外の場所でのお墓の建立は「墓地、埋葬等に関する法律」で禁じられています(ただし、地区の共同墓地など従前(昭和23年5月以前)から使用されている墓地を除く)。たとえ自分の土地、または墓地に隣接している土地の場合でも、墓地経営許可を受けていない土地にお墓の建立はできません。お墓を新たに建立される際は施工業者、墓地の管理者などに墓地経営許可を受けている場所か確認してください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係
TEL 72-3116(内線143)